

|   |  |
|---|--|
| 議案第20号  | 三田市財政調整基金条例等の一部を改正する条例の制定について  |
| 管財課   | 三田市土地開発公社の解散に伴い、同公社に関連する三田市財政調整基金条例ほか5条例について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。 |
| <p><b>【改正趣旨】</b> 平成24年9月議会において三田市土地開発公社の解散についての議決を得、その後12月3日に県知事による公社解散の認可があり、現在清算手続きを行っているところである。三田市土地開発公社が存在しなくなることにより、規定中に三田市土地開発公社の規定がある関連例規を一括して改正しようとするものである。</p> <p><b>【根拠法令】</b> 公有地の拡大の推進に関する法律第22条</p> <p><b>【改正内容】</b> 規定から「三田市土地開発公社」を削る例規は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●三田市財政調整基金条例</li> <li>●三田市公共施設等整備基金条例</li> <li>●三田市個人情報保護条例</li> <li>●三田市情報公開条例</li> <li>●三田市議会議員の政治倫理に関する条例</li> <li>●三田市公益目的通報者保護条例施行規則</li> <li>●三田市の組織及びその事務管理に関する条例</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>→ 公社への貸付の規定</p> <p>→ 実施機関からの削除</p> <p>→ 出資法人の定義</p> <p>→ 総務部の管理事務のうち、「土地の取得」の文言の削除</p> </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>公社への貸付の規定</p> <p>実施機関からの削除</p> <p>出資法人の定義</p> <p>総務部の管理事務のうち、「土地の取得」の文言の削除</p> </div> </div> <p><b>【施行期日】</b> 平成25年4月1日</p> |  |